

《診断書等での申請をお考えの方へ》

一時的なけがや病気で歩行が困難な方に対して、原則、最大1年利用できる、オレンジ色のパーキングパーミット利用証を交付しています。

【必要書類】

- 医師が発行した診断書・医証
 - ・発行から3か月以内のもの
 - ・通院、退院証明書、転院のための紹介状等は**不可**
- 申請者（利用証を使われる方）の身分証明書
 - ・できるだけ写真付きのもの

【診断書・医証に必要な記載事項】

- 申請者の住所・氏名・生年月日
- 傷病名、症状
- 医療機関の名称・所在地・電話番号、医師の名前・印鑑

パーキングパーミットの申請には、次のような医師の診断が必要です。
必要な記載のない診断書等では利用証を発行しません。

★歩行が困難であること

- 記載例
- ・歩行が困難である。
 - ・長時間の歩行が難しい。
 - ・長時間の歩行に支障をきたす。

★加療期間（治療や、歩行が困難である期間）

- 記載例
- ・△年△月△日まで、パーキングパーミットの使用が必要と認める。
 - ・□ヶ月を加療に要する。

※利用証は加療期間が終わる月の末日まで使用できます

○加療期間の診断ができない場合は、その旨の記載が必要です。

- 記載例
- ・継続的な治療が必要
 - ・回復の見込みがない

※代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書が必要です。